

CONTENTS

●企業法務コラム いわゆる「持ち帰り残業」と労働法

弁護士 岡本 明

●グレイス・ニュース メディア掲載のお知らせ/セミナー・講演のご依頼受付中!/お盆期間中の営業日のご案内

●弁護士紹介 「お客様の幸せのために、全力を尽くします」

弁護士 中澤 泉

TOPICS ✨ 企業法務コラム

いわゆる「持ち帰り残業」と労働法

弁護士
岡本 明



近年、働き方改革の一環として、「20時になったら、会社建物を消灯する」など、残業時間を削減する動きが見られます。

一見しますと、残業時間が減少することで、従業員の負担が軽くなる、業務の生産性が向上するなど、従業員、会社及び社会全体にとって、良いこと尽くめにも思えるのですが、その実体は、自宅やカフェ、中には会社近くのホテルにおいて、就業時間内に終わらなかった残りの業務を行うなど、いわゆる「持ち帰り残業」が少なくないようです。

これらのいわゆる「持ち帰り残業」を労働法令に照らしてみますと、以下の点が特に問題となるかと思えますので、今回の労働法コラムにおいては、その概要を紹介いたします。

1 「持ち帰り残業」のリスク

いわゆる「持ち帰り残業」は、一体何が問題となるのか。その代表例として挙げられるのが、未払賃金の請求でしょう。

詳しくは2で説明しますが、「持ち帰り残業」が、会社の指揮監督下にあったと判断されますと、実体として残業があったこととなりますので、労働基準法等に基づき、未払賃金の支払をしなければならなくなります。特に、裁判になった場合、付加金、遅延損害金の支払が加算されるリスクがあります。

また、労災との関係においても問題となりうるなど、「持

ち帰り残業」には、少なくないリスクがあります。

2 「持ち帰り残業」の判断基準等

特に1に関連することになりますが、問題となる「持ち帰り残業」の該当性は、会社の指揮監督下にあったのかどうか、という点に集約されます。

従いまして、従業員が自主的な意思に基づいて仕事を持ち帰る場合や、業務に必要な資格試験の勉強をしているような場合には、一般的には問題となりませんが、一方で、同じ資格試験の場合であっても、会社が半ば強制的に従業員の資格取得を求めている場合など、会社の指揮監督下にあったのかどうか、判断が難しい事案もあります。

特に問題となるのは、会社から従業員に対しても明確な指示がなされてはいないが、納期等が迫っているため、業務を行わざるを得ない場合など、いわゆる「黙示の指揮監督下」にあったと判断されうる事案です。会社の指揮監督下にあるかにつきましては、明示であるか黙示であるかを問いません。また、これらの判断は、最終的には事例ごとに異なると言わざるを得ません。

従いまして、安易に自社の「持ち帰り残業」は問題ないと判断するのではなく、弁護士にご相談されることをお勧めいたします。

メディア掲載の
お知らせ

日本経済新聞電子版「私の道しるべ」に、
当事務所代表弁護士古手川が取り上げられました

経済界、スポーツ界、文学界など様々な分野で活躍する人物を取り上げ、
未来の日本のために「誰かの道しるべ」となるようなメッセージを伝えている
日本経済新聞電子版 ～私の道しるべ～に、当事務所の代表弁護士古手川が取り上げられました。

古手川の生い立ちから学生時代、弁護士になるまでの道のり、事業の強みや理念、そして今後の展開について、イ
ンタビューいただいた内容が、文章と動画にて掲載されております。右上のQRコードより、ぜひご覧ください。

セミナー・講演の
ご依頼受付中！

セミナー・シンポジウム・研修会・講演を企画されてみてはいかがでしょうか？

当事務所では、専門分野についての講演・セミナー活動を積極的に行っております。
従業員のスキルアップのため、後継者の育成のため、etc… 労務問題を中心として、
ハラスメント対策や契約書について、事業承継についてなど多数の実績がございます。
あらゆる目的に対応いたしますので、お気軽に当事務所までお問い合わせくださいませ。

お問い合わせ

TEL：099-822-0764 FAX：099-822-0765

お問い合わせフォーム：<http://www.kotegawa-law.com/contact/>

お盆期間中の
営業日のご案内

お盆期間中は、暦通り【土・日・祝祭日】が休業日となっております。

営業日の営業時間は、通常通り、9:00～18:30 です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

弁護士紹介



お客様の幸せのために、
全力を尽くします

弁護士

中澤 泉

1 入所の経緯

この度、明治大学、中央大学法科大学院、岐阜修習、東京の法律事務所での1年半の勤務を経て、弁護士法人グレイスに入所いたしました中澤泉と申します。6月に、婚約者が在住しております福岡へ移転する予定でありましたところ、当事務所が福岡事務所を立ち上げるということで、入所に至りました。現在は、鹿児島事務所で、お客様のご相談を受けたり、相手方と交渉したり、書面を作成したり、弁護士として非常に充実

した毎日を送っております。

2 当事務所での業務内容

当事務所では家事専門部にて勤務しております。身近な問題である離婚事件や相続事件を担当しております。家事事件は、誰にでも起こりうるものです。少しでもご心配な点がございましたら、いつでも相談にいらしてください。お客様の不安を解消し、今後の人生を幸せに過ごすことができますように、全力でサポートして参ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

》略歴 2009年 4月 明治大学法学部 入学
2013年 3月 明治大学法学部 卒業
2013年 4月 中央大学法科大学院 入学
2015年 3月 中央大学法科大学院 修了
2015年 9月 新司法試験合格
2015年11月 最高裁判所司法研修所 入所

》職歴 2017年 1月 法律事務所ホームワン 入所
2018年 6月 法律事務所ホームワン 退所
2018年 7月 弁護士法人グレイス 入所
》所属 日本弁護士連合会
鹿児島県弁護士会(弁護士登録番号:55255)
》趣味 お洒落をすること、ダイエット、長電話

全ては依頼者の最大の利益の為に

契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
E-mail info@grace-law.jp
<https://gracelaw.jp/>

〈鹿児島事務所〉
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 ラウンズ口入鹿児島6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

〈東京事務所〉
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43 西麻布3243 3階
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784